

福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱を制定する。

令和2年5月1日

福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により出荷、販売等の経済活動に大きな影響を受けた農林水産業者等について、京都府「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援事業（農林水産業）」補助金（以下「府補助金」という。）の交付を受け、出荷又は販売の回復等につながる経営改善の取組を行う者に対して、緊急支援対策として予算の範囲内において福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本市で農林水産業を営む個人事業主、法人その他団体（以下「農林水産事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症によって出荷、販売等の経済活動に大きな影響を受けた農林水産事業者等
- (2) 府補助金の交付が決定している者
- (3) 福知山市内に主な生産、経営基盤を持つ者

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業内容は、別表に規定するものであって、国において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定された令和2年2月25日以後の取組とする。ただし、他の補助金（府補助金を除く。）の対象となるものは除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業実施に係る経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 府補助金の交付決定を証するものの写し
- (2) 府補助金の交付申請書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、交付を決定する場合には、その結果を福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付をする場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請等)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」と

いう。)は、同条第1項の規定による申込の内容を変更しようとするときは、速やかに福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金変更承認申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、交付額に変更を生じない場合又は軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

(1) 府補助金に変更されたことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(交付の方法)

第7条 当該補助金は、新型コロナウイルス感染症により経済活動に大きな影響を受けた農林水産業者等を緊急的に支援するものであるため、前金払の方法により交付することができるものとする。

2 補助事業者は、交付決定通知書の写しを添え、所定の請求書により請求するものとする。

3 市長は、前項に規定する請求を受けたときは速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに福知山市農林水産業新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 府補助金の実績報告書類又は府補助金額の確定を証するものの写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、当該実績報告をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書によりその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(書類の保存等)

第10条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。